

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 C-1-1
事業名 漁港環境整備事業 (洋野町) 種市漁港区域内
事業費 総額0.64億円(国費:0.48億円) (内訳:設計費0.005億円、工事監理費0.005億円、工事費0.63億円)
事業期間 平成24年度～平成25年度
事業目的・事業地区 東日本大震災津波によって、種市漁港は壊滅的な被害を受けた。安全・安心で快適な漁港環境を確保するため、本漁港の区域内において、緑地、便所等の施設整備を行い、漁村及び漁業の復興を図るもの。 事業地区 洋野町 種市地区 ※別紙の図面・写真を参照
事業結果 ○ 漁港環境整備施設1式(植樹柵1式、トイレ1棟、給排水施設(水飲場)1基 等) ○ 平成25年9月完成
事業の実績に関する評価 ① 事業結果の活用状況に関して [調査・分析] ○ 当該施設は、種市漁港を利用する漁業者や周辺の住民に多く利用されているほか、毎年開催している「たねいちウニまつり」には2万人(令和元年度実績)が来訪するなど、多くの方に利用されている。 ○ 災害時には、広場を多目的(復旧資材置場等)に利用可能であり、災害に強く安心して暮らせる地域社会の実現に貢献している。 ○ なお、当該施設の清掃管理等については洋野町と管理委託を締結している。 [評価] 上記のとおり、本事業によって漁港環境整備施設の整備が図られたことによって、安全・安心で快適な漁港環境の確保に寄与していることから、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると判断する。 ② コストに関して [調査・分析] ○ 岩手県会計規則等に基づき適正に工事の競争入札を実施しており、事業費積算においては土木工事標準積算基準書等の算定根拠を用いている。 ○ 広場の舗装について、利用可能なインターロッキングブロック及び平板ブロックを再利用することで、コスト縮減に努めながら事業を進めた。 [評価] 上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、広場の舗装について、利用可能な資材を再利用することで、コスト縮減に努めていることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
設 計	H24. 4~H24. 6	H24. 7. 3~H24. 9. 30
整備工事	H24. 7~H25. 3	H24. 11. 21~H25. 9. 25

- 本事業は、平成 24 年度に着手し、同年度内に設計及び整備工事を完了する予定であったが、漁港本体の復旧工事等、優先度が高い場所の復旧から実施したことにより、事業期間が延伸し、完了が平成 25 年 9 月となった。

[評価]

上記のとおり、漁港本体の復旧工事等、優先度が高い場所から工事を実施したため事業期間を延伸したものであり、施設整備のための事業期間としてやむを得ないものと考えられることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

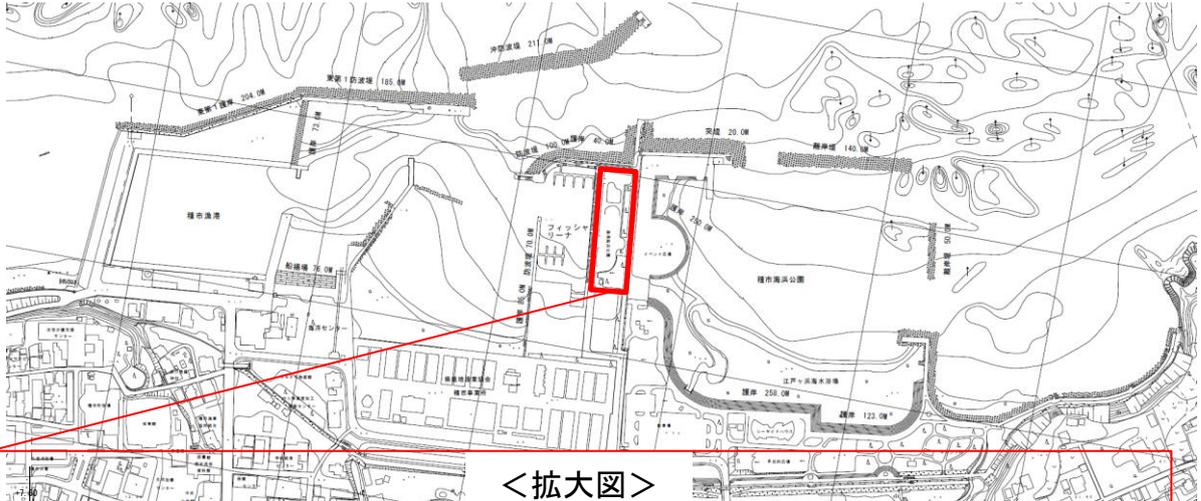
岩手県 農林水産部 漁港漁村課 電話番号：019-629-5828

C-1-1 漁港環境整備事業 (洋野町) 種市漁港区域内

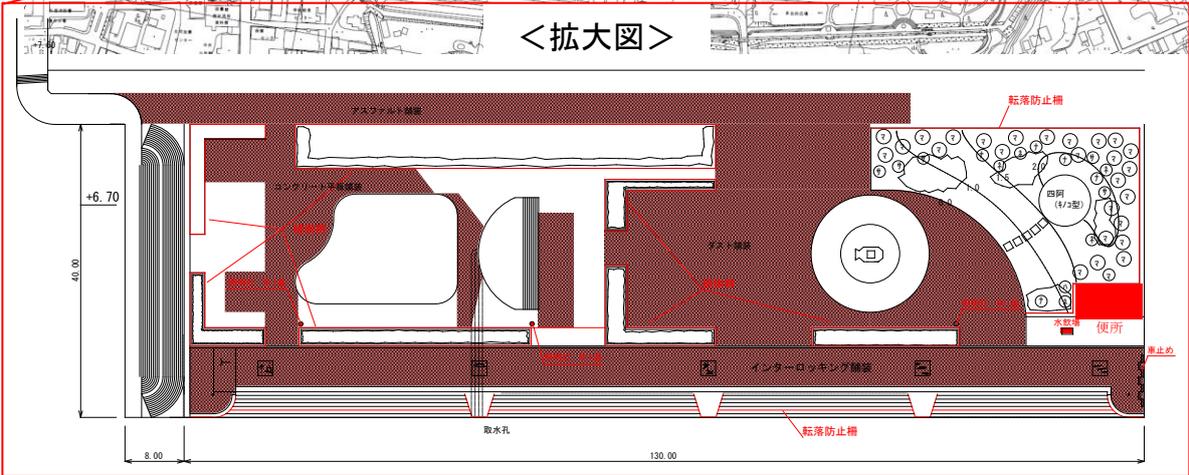
<位置図>



<平面図>



<拡大図>



<被災直後の状況>



<整備後の状況>



事業番号 D-1-1
事業名 まちづくり連携道路整備事業 (一) 八木港線 八木
事業費 総額 2.4 億円 (国費 2.0 億円) (内訳: 測量試験費 0.4 億円、用地補償費 0.4 億円、工事費 1.6 億円)
事業期間 平成 24 年度 ~ 平成 29 年度
事業目的 (一) 八木港線は八木地区の中心部を通過する路線であり、主要幹線道路である国道 45 号と八木港を結ぶ主要道路であるとともに、水産業を支える物流路線である。 東日本大震災津波により、八木地区では多数の家屋が流失するなどの被害が生じたことから、復興まちづくり(宅地嵩上げ)と一体となった災害に強い延長 0.7km の 2 車線道路の整備を行うことにより、安全で安心なまちづくりを推進するものである。
事業地区 洋野町 八木地区 ※別紙の図面・写真を参照
事業結果〔整備概要〕 ○ 整備延長 0.7km ○ 全幅 5.0m、車道幅 4.0m 1 車線 ○ 平成 29 年 3 月供用
事業の実績に関する評価 ① 事業結果の活用状況に関して 〔調査・分析〕 今回、洋野町で実施した宅地嵩上工事と一連で県道の嵩上工事を実施したことにより、安全で安心なまちづくりに貢献している。 〔評価〕 上記のとおり、宅地嵩上工事と一連で道路を整備することによって、安全で安心なまちづくりの推進に寄与していることから、事業は目的に即した効果を発揮していると判断する。 ② コストに関して 〔調査・分析〕 ○ 岩手県会計規則等に基づき契約手続きを行っており、事業費積算においては土木工事標準積算基準等の算定根拠を用いている。 ○ 不足する盛土材について、近傍の道路改良工事の発生土を流用するなど、コスト縮減に努めた。 〔評価〕 上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、近傍の道路改良工事の発生土を流用するなど、コスト縮減にも努めていることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
測量・調査・設計	平成24年度	平成24年度～平成25年度
用地取得・補償	平成25年度	平成26年度～平成27年度
工 事	平成26年度～平成27年度	平成27年度～平成29年度

- JR東日本との近接工事協議、洋野町の宅地嵩上工事との調整に不測の時間を要したことから、工事期間が延伸した。

[評価]

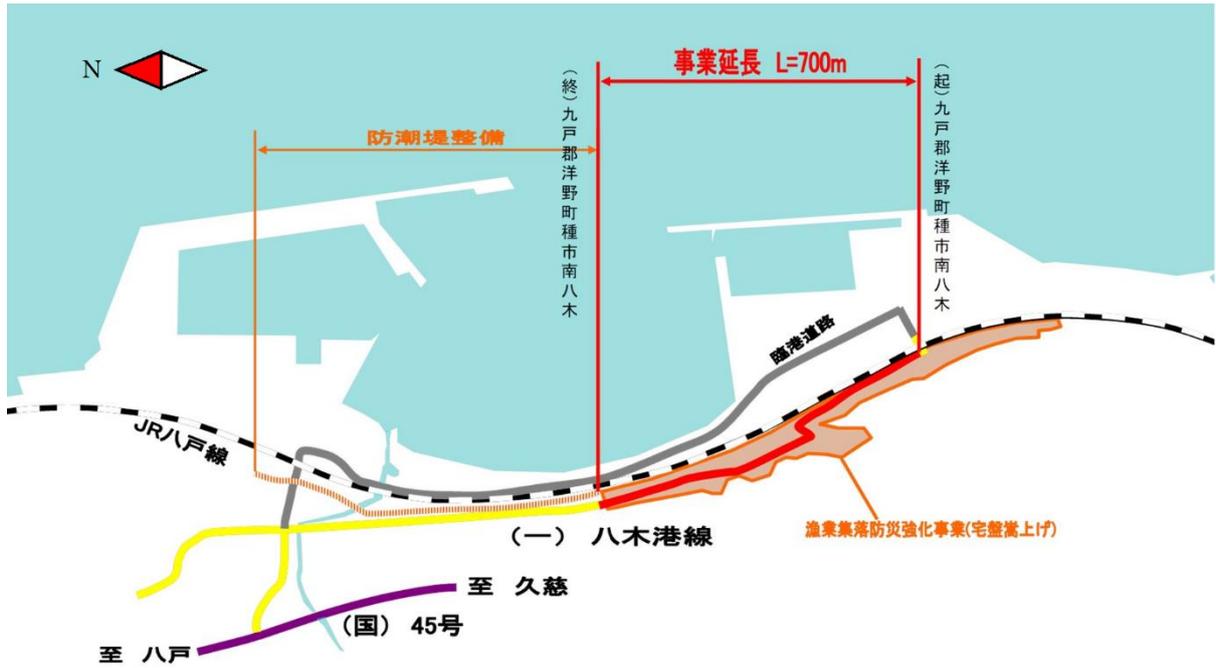
上記のとおり、関係工事に係るJR東日本や洋野町との協議・調整に時間要したことによって事業期間が延伸したものであり、道路整備のための事業期間としてやむを得ないものと考えられることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 県土整備部 道路建設課

電話番号：019-629-5869

D-1-1 まちづくり連携道路整備事業 (一) 八木港線 八木



【整備区間及び震災関連事業】



【整備前の状況】



【整備後の八木駅付近の状況】